

お 礼

■寄付

次の方々より、寄付がありました。
紙上をかりて厚くお礼申し上げます。
(敬称略)

- ◆長万部町社会福祉協議会へ
 - ・小嶋 正敏 (大浜) 10,000円
(香典返しに替えて)
 - ・番井チエ子 (元町) 50,000円
(香典返しに替えて)
 - ・舩谷 征夫 (旭浜) 10,000円
(社協貸出物品のお礼として)
 - ・そば打ちサークル 5,000円
(社会福祉資金に)
 - ・長万部フラダンスサークル 10,000円
(社会福祉資金に)
 - ・桑原青果店 10,000円
(社会福祉資金に)
 - ・長万部町地域女性団体連絡協議会 17,146円
(ふれあい広場出店益金より)
 - ・長万部手をつなぐ育成会 7,000円
(ふれあい広場出店益金より)

【物品寄付】

- ・長万部町地域女性団体連絡協議会
(ペットボトルキャップ15kg、
リングプル9kg)
- ◆デイサービスセンターへ
 - ・池田 イソ (新開町) 50,000円
(一般寄付金として)

行事・催し物

■平成30年度長万部町消防訓練大会が開催されます！

消防団員の日頃の訓練成果を町民のみなさまにご覧いただき防災意識を高めていただきたいと考えておりますので多数のご来場をお待ちしております。

- ▶日時 9月8日(土) 13:30から
- ▶場所 長万部中学校グラウンド
- ▶団員招集サイレン吹鳴 13:00
- ※サイレンを吹鳴しますので火災と間違わないようご注意ください



■函館弁護士会無料法律相談

函館弁護士会では、毎月第2・第4金曜日に八雲町で法律相談を行っていますので、ぜひご利用ください。
予約制・先着順なので事前に函館弁護士会までご連絡ください。

- ▶日時 9月14日(金)・28日(金)
13:00~16:00 (各相談時間30分)
- ▶場所 はびあ八雲
- 【お問い合わせ】
函館弁護士会
(☎0138-41-0232)

■暮らしの法律無料相談

行政書士業務の一環として「暮らしの法律無料相談」を開催いたしますので、ぜひご利用ください。

- ▶日時 10月10日(水) 13:00~15:30
- ▶場所 黒松内町コミュニティ防災センター
- ▶相談内容
暮らしを支える法律のアドバイス
- 【お問い合わせ】
北海道行政書士会小樽支部
(☎0134-33-6666)

求 人

■臨時調理員募集

町では、町立さかえ保育所で給食調理に従事する臨時調理員を募集します。

- ▶職務内容 保育所給食調理業務、給食事務、清掃、洗濯
- ▶採用人数 1名
- ▶提出書類
①履歴書(写真貼付、市販用紙可)
②調理師免許(無くても可)
- ▶応募期限 平成30年9月14日(金)
《郵送の場合は必着》
- ▶選考方法 書類選考および面接により決定
- ▶採用年月日 平成30年10月1日
※将来とも正職員としての身分にはなれません。
- ▶その他 経験者、町内在住者であればなお可

【お問い合わせ・申込先】

〒049-3592
山越郡長万部町字長万部453番地1
長万部町役場総務課総務係
(☎01377-2-2451)

■臨時保育士募集

町では、町立さかえ保育所で保育に従事する臨時保育士を随時募集しています。

応募される方は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申込先】

町立さかえ保育所 (☎2-4006)

相 談

■年金相談

- 厚生年金・国民年金等の相談
- ▶日時 9月4日(火)・10月2日(火)
①10:30~12:00 ②13:00~15:30
- ▶場所 役場2階会議室
- ※3日前までに町民課戸籍医療年金係に要予約 (☎2-2453)
- ※枠に限りがございますので、ご了承願います。
- ※相談月の2ヶ月前から予約を受け付けております。(30年11月分の事務相談は9月から予約受付開始)

■知的障がい者相談

- 知的障がいのある方の悩み相談
- ▶日時 9月11日(火) 13:30~15:30
- ▶場所 役場1階相談室
- ◎知的障害者相談員
武澤 信行 (☎2-2155)

■行政相談

身近な話題で、行政にご要望はありますか？

- ▶日時 9月13日(木) 13:00~15:00
- ▶場所 役場2階小会議室
- ◎行政相談委員
小野 幸子 (☎2-2165)

■人権相談

人権問題・家庭問題などの悩みはありますか？

- 電話等で相談に応じています。
- ◎人権擁護委員
井上 正範 (☎2-5325)
石垣 聖子 (☎2-2351)
小野 雄二 (☎2-2165)

■登記・法律無料相談

毎月1回、函館司法書士会から司法書士が派遣されて、不動産や会社の登記、金銭、財産、遺言、後見人および訴訟等の無料相談を開設しています。

- ▶日時 9月20日(木) 13:00~15:00
- ▶場所 役場会議室
- ◎相談員
井上正範司法書士(長万部町)
- 【お問い合わせ先】
税務課 (☎2-2452)



■ ガス・上下水道の検針日

9月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。

14日(金) 18日(火) 19日(水) 20日(木)

■ ガス料金表 (税抜額)

区分	基本料金
	調整単位料金(m ³)
A群0~13m ³	1,050円
	384円19銭
B群14~57m ³	1,700円
	330円09銭
C群58m ³ 以上	4,500円
	278円89銭

■ 老人福祉センター休館日

9/6(木)・9/13(木)・9/18(火)
9/20(木)・9/24(月)・9/27(木)

■ 災害義援金募集のお知らせ

みなさまのご支援をお願いします!

◎ 東日本大震災義援金

受付期間：平成31年3月31日まで
3,568,853円 (8/20現在)

◎ 平成28年熊本地震災害義援金

受付期間：平成31年3月31日まで
599,734円 (8/20現在)

◎ 九州北部地方大雨災害義援金

(平成29年7月5日からの大雨災害)
受付期間：平成30年9月28日まで
85,331円 (8/20現在)

◎ 平成30年大阪府北部地震災害義援金

受付期間：平成30年9月28日まで
34,108円 (8/20現在)

◎ 平成30年米原市竜巻災害義援金

受付期間：平成30年9月28日まで
24,581円 (8/20現在)

※うち7/28 ふれあい広場会場
婦人赤十字奉仕団該当募金 20,752円

◎ 平成30年7月豪雨災害義援金

受付期間：平成30年12月31日まで
69,678円 (8/20現在)

※うち7/28 ふれあい広場会場
婦人赤十字奉仕団該当募金 29,560円

※うち8/17 匿名 10,000円

※上記の各義援金の金額は窓口および募金箱の合計金額です。

◎ 受付窓口 保健福祉課(☎2-2454)
(日本赤十字社長万部町区分)

■ 今月の納期(町税・保険料)

固定資産税	第3期
国民健康保険税	第4期
介護保険料	第3期
後期高齢者医療保険料	第3期

▶ 納期限 10月1日 ◀

町税や保険料の納付は便利な口座振替の利用をおすすめします。

■ 渡島・檜山地方税滞納整理機構からのお知らせ

渡島・檜山地方税滞納整理機構は、渡島檜山(函館市を除く17市町)の地方税の滞納額の縮減を図るため市町に代わり、差押え、公売等の強制的な滞納整理を行っている一部事務組合です。

納税に誠意のない方に対しては、毅然とした態度で対応して滞納整理を進めてまいりました。平成29年度は各市町から引き受けした、処理困難な事案に対して、預貯金、給与、生命保険、売掛金等の債権の差押を中心とした滞納処分や債権の発見に至らない事案については、搜索による動産の差押を執行して、インターネット公売で換価いたしました。

平成30年度は更に取組強化して滞納整理を進め、収入確保はもちろんのこと、納税されている方と納税に誠意のない方との税負担の公平を図って行きます。

【お問い合わせ先】

渡島・檜山地方税滞納整理機構
(☎0138-47-7722)

■ 「ストップ! 滞納!!」

税負担の公平と税収の確保を図るため、北海道と道内市町村は足並みをそろえ、9月に動産・自動車・預貯金の差押えなどを一斉に実施します。

【お問い合わせ・納税相談窓口】

税務課債権回収係
(☎01377-2-2452)

■ 9月の優良運転者講習

▶ 日時 9月20日(木) 18:30~

▶ 場所 福祉センター

ご注意 **長万部町で講習を受ける場合は、必ず事前に八雲警察署で手続きを行ってください。**

■ 統計調査へのご理解・ご協力をお願い

平成30年10月1日を基準日として住宅・土地統計調査を実施します。期間中は統計調査員が訪問し調査書類を配布しますので、対象となった世帯の方にはご協力をお願いします。



生 活

■ 2018.8.10祭典イベント・夜みこし写真展の開催

▶ 日時 9月1日(土)~9月10日(月)
▶ 場所 多目的活動センター
あつまんべ1階ホール
▶ 内容 8月10日祭典イベント・夜みこしの写真を展示

▶ 写真の購入方法

展示場所に設置してある注文用紙に記入後、用紙を直接小泉写真館に持参願います

【お問い合わせ先】

長万部商工会 (☎2-2270)



■ 『高齢者交通安全教室&防災出前講座』のお知らせ

「本町・元町地区」のみなさんを対象に実施します。交通事故や自然災害から事前に身を守るために、お話を聞きにきませんか?みなさまのご参加をお待ちしています!

▶ 日時 9月12日(水) 13:30~
▶ 場所 長万部振興会館(☎2-2979)
※年齢は問いません、直接会場へお越しください。

【お問い合わせ先】

総務課防災交通係(☎2-2000)



■ 「働き方」が変わります!!

~2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます~

- 1 **時間外労働の上限規制 (月45時間、年360時間) が導入されます!**
〈施行: 2019年4月1日~〉
※中小企業は2020年4月1日~
- 2 **年次有給休暇の確実な取得 (毎年5日、時期を指定) が必要です!**
〈施行: 2019年4月1日~〉
- 3 **正規雇用労働者と非常勤雇用労働者の間の不合理な待遇差 (基本給や賞与など) が禁止されます!**
〈施行: 2020年4月1日~〉
※中小企業は2021年4月1日~
※詳細は北海道労働局のホームページをご覧ください。